

## 「改正著作権法第104条の35第1項の規定に基づく「確認等事務規程」の認可に係る審査基準及び標準処理期間（案）」に関するパブリックコメント（意見公募手続）の実施について

---

令和7年11月11日  
文化庁著作権課

この度、文化庁では、著作権法の一部を改正する法律（令和5年法律第33号）による改正著作権法第104条の35第1項の規定に基づく「確認等事務規程」の認可を予定しています。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条に基づき、「改正著作権法第104条の35第1項の規定に基づく「確認等事務規程」の認可に係る審査基準及び標準処理期間（案）」について、意見募集を実施いたします。

御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

### 【1. 案の具体的内容】

別添参照

### 【2. 提出期限】

令和7年12月11日（木） 必着 ※郵送の場合は同日中必着

### 【3. 意見の提出方法】

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。その際、件名に【「改正著作権法第104条の35第1項の規定に基づく「確認等事務規程」の認可に係る審査基準及び標準処理期間（案）」への意見】と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

#### （1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見入力」より提出を行ってください。

#### （2）郵送・電子メールにて意見を提出する場合

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁著作権課著作物流通推進室振興係 宛

電子メールアドレス：chosakusuisin@mext.go.jp

(判別のため、件名は【「改正著作権法第104条の35第1項の規定に基づく「確認等事務規程」の認可に係る審査基準及び標準処理期間(案)」への意見】として下さい。また、コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に御意見を御記入下さい)

**【4. 意見提出様式】**

以下の項目に従って、御記載ください。記入事項を満たしていない御意見については、受け付けられない場合がありますので、予め御了承願います。

1. 個人／団体の別
2. 氏名／団体名 (団体の場合は、代表者の氏名も御記入ください。)
3. 住所
4. 連絡先 (電話番号、電子メールアドレスなど)
5. 御意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。(1枚1意見、1メール1意見としてください。)

<記入例>

件名：【「改正著作権法第104条の35第1項の規定に基づく「確認等事務規程」の認可に係る審査基準及び標準処理期間(案)」への意見】

1. 個人
2. ××太郎
3. 東京都×××××
4. ×××@××× / 03-××××-××××
5. 御意見

.....

**【5. 備考】**

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、連絡先を除いて公表されることがあります。なお、氏名、住所、連絡先については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

(文化庁著作権課著作物流通推進室振興係)